

生駒市条例第9号

生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「奈良県から」を「奈良県の」に改め、「療育手帳」の次に「（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）」を加え、「A」を「A1若しくはA2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定（「A」を「A1若しくはA2」に改める部分を除く。）は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の生駒市心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正前の条例第4条第1項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正後の条例第4条第1項に規定する証明書とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、

改正後の条例第2条第1項第2号に規定する療育手帳の程度がA1又はA2の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。